

京司発第8386号
令和2年3月9日

令和元年度司法書士試験合格者 各位

京都司法書士会
会長 山口基樹

当会に対し司法書士登録申請を行う場合のご案内（お知らせ）

令和元年度司法書士試験合格者の皆様には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年3月13日、14日開催の令和元年度京都司法書士会新人集合研修が新型コロナウイルス感染症対策のために延期したことは、先日連絡をさせていただきました。

当会に対し、司法書士登録を行う場合、本来、司法書士中央新人研修、ブロック会新人研修、単位司法書士会新人研修を受講することが要件となっています。しかし、本感染症の終息の時期が不明な状況のため、今回は特例として、政府による本感染症の終息宣言が行われるまでの間に当会に対し司法書士登録申請をされる場合には、後日開催される令和元年度京都司法書士会新人集合研修を必ず受講していただくことを条件に、登録申請を受理し、日本司法書士会連合会宛てに登録不相当の意見を付さない取扱とします。

なお当会は日本司法書士会連合会（以下、連合会と称する）から登録申請事務の一部を担当しているものであり、司法書士登録の有無の判断は連合会が行いますので、その旨も申し添えます。

以上